

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 「令和6年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託」の受託候補者を、プロポーザルにより特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案事業者の概要
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 具体的な提案内容
- (5) 業務実施スケジュール

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
- (2) 実施体制
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。

委員長 政策局 政策部長

副委員長 政策局 共創推進室長

委員 総務局 管理課長または担当課長

市民局 市民協働推進課長

経済局 企業誘致・立地課課長または担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、選定委員会と言う）に報告するものとする。

6 機構改革により所属や補職に変更が生じた場合は、新たな所属や補職に読み替える。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

（1） 評価委員の採点が適正に行われたこと

（2） 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

（3） 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

（4） 特定、非特定結果通知書に記載する理由

（5） その他必要な事項

（評価・選定方法）

第7条 提出された企画提案書等について、書類審査を経て評価項目を総合的に審査・評価し、評価者の合計得点の平均が33点以上（55点満点の6割）の提案者のうち、上位2者までを受注候補者として選定する。なお、審査は全て非公開とする。

2 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書等の審査を実施する。

3 審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。